

地域DX化に向けたIT関連企業等ネットワーク形成・広報業務仕様書

1 事業目的

「地域活性化雇用創造プロジェクト」の一環として、新たな雇用創造に向けた取組を重点的に展開し、安定的かつ良質な雇用を戦略的に創造するため、県内のIT関連企業等に加え、首都圏やDX先進地のIT関連企業等とも積極的に情報交換・交流を行い、県内外問わず新たなネットワーク形成を図ることにより、県内事業者のDX推進に向けた支援体制の強化を図る。また、県内で実施されたモデル的な取組や県のIT関連企業等に対する支援施策等を県内外に広く発信することにより、県内へのIT関連企業等の集積・定着も合わせて促進する。

2 事業内容

県内事業者のDX推進に向けた支援体制の強化を図るとともに、県内へのIT関連企業等の集積・定着を促進することで、魅力ある雇用機会の確保や就職促進等の地域課題に対応するため、以下の事業を実施すること。

(1) 地域DXの加速化に向けた環境整備

- ① PRチラシの作成（1パターン（A4カラー両面）、印刷1000部とデータを納品）
- ② WEBサイトの更新、維持管理（随時）
既存のWEBサイトの維持管理、更新を行うとともに、コンテンツの充実を図り、魅力的なサイト構築を検討すること。
 - ・WEBサイトのアクセス状況等を四半期ごとに分析し、効果的な活用を都度提案すること。
- ③ 取材および記事の作成（6記事以上をWEBサイト上に掲載）
県内事業者等への取材を行い、記事として発信すること。記事の作成にあたっては、写真撮影等により効果的なものとなるよう検討すること。
- ④ 首都圏等を中心にIT関連企業等とのネットワーク形成、PRの実施（随時）
首都圏等のコワーキングスペース等へのIT関連施策のPRとともに、IT関連企業とのネットワーク形成を実施
 - ・IT事業所開設に向けたPR
 - ・IT関連企業の誘致に向けたネットワーク形成
- ⑤ ネットワークの育成
ネットワークの育成を促すために、県内各地域のキーパーソンとの継続的な関係性を構築（随時）

(2) 地域DXの加速化に向けた地域とIT関連企業等とのマッチング

首都圏等のIT関連企業等とのネットワーク強化及び首都圏等のIT関連企業の県内立地促進のための効果的なイベントの開催等を検討すること。

- ① 県内市町等が抱える課題等をヒアリングし、その内容について首都圏等を拠点とするIT関連企業等に情報提供（5件以上）
 - ② 県内市町等が抱える課題等に対して解決策を提示できるIT関連企業等をマッチングするイベントの実施（首都圏等で2回以上）
- (3) 「兵庫版シビックテック推進事業」申請者及び利用事業者に対する申請、事業推進に関する相談・サポートの実施（随時）
県内に進出しようとするIT関連企業等の補助金申請をサポートするとともに、認

定事業者の事業推進及び事業報告のサポートを実施

3 事業成果

上記「2 事業内容」に記載する事業を実施したことで得られた成果について、兵庫県の求めに応じて、様式第1号により報告すること。

4 事業報告

兵庫県の求めに応じて、業務の実施状況を報告すること。また、事業に要した経費についても、兵庫県の求めに応じて領収書等を添付のうえ報告すること。

5 収入の取扱い

事業の実施により発生した収入がある場合は、収入に相当する金額を業務委託料から減額する。

6 適正な事業執行

- (1) 本事業が兵庫県との委託契約に基づく公的事业であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めること。
- (2) 実施にあたっては、本事業に係る出納整理簿、支払振込書及び請求書や納品書等の会計関係帳簿類、業務従事者の業務日誌等の労働関係帳簿類を整備するとともに、本事業の経理を明確にするため帳簿を作成するなど、事業者等が実施している既存事業の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (3) 本仕様書は、業務内容について示すものであるが、仕様書に記載のない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項はすべて実施するものとし、業務遂行に当たること。
- (4) 実績報告書の記載内容が確認できる書類(会計関係帳簿類、労働関係帳簿類、通帳並びに業務日誌等)を事業終了後5年間保存すること。
- (5) 本事業については、事業終了後も含めて、会計検査院や県監査委員の検査対象となる場合があるため、検査対象となった場合は検査に協力すること。
- (6) 事業の受託により得られた情報は、委託事業終了後においても守秘義務があること。
- (7) 業務の実施にともない、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。

